

保存版

福利の広場

FUKURINOHIROBA

令和8年度

事業のあらまし

No.186
令和8年4月発行

- 健診事業、健康保持・増進、健康相談 1~3
- 共済組合・互助会の給付(医療費・祝金等) 3~9
- リフレッシュ推進事業、公益事業 9~10
- 生活の安定 10
- 退職互助部事業(給付・福祉) 11
- 共済組合及び互助会の貸付事業 12
- **互助会** 会員証割引事業のご案内
- **共済組合** 保養施設宿泊利用補助事業のご案内 13
- ころと体の相談窓口のご案内 14
- 組合員資格変更等の際は手続きをお忘れなく!
お問合せ先 15

▶ 公立学校共済組合山形支部

<https://www.kouritu.or.jp/yamagata/>



▶ 一般財団法人山形県教職員互助会

<https://www.yamakyogo.or.jp/>



山形県教育局福利厚生課 / 公立学校共済組合山形支部 / 一般財団法人山形県教職員互助会

「一般組合員」とは

- ① 一般職常勤職員
- ② 暫定再任用職員(フルタイム)
- ③ 任期付職員
- ④ 会計年度任用職員(フルタイムの2年目以降で要件を満たす者)

※ ②、③、④は2か月超の任用が見込まれる場合

「短期組合員」とは

- ① 臨時的任用職員
- ② 暫定再任用短時間勤務職員
- ③ 定年前再任用短時間勤務職員
- ④ 任期付短時間勤務職員
- ⑤ 会計年度任用職員(フルタイムの1年目)
- ⑥ 会計年度任用職員(パートタイム)

※ ①は2か月超の任用が見込まれる場合

※ ②~⑥は2か月超の任用が見込まれ、1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の場合、又は、週20時間以上の勤務、月額8.8万円以上の場合

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月1日をもって組合員証・被扶養者証の新規交付及び再交付が終了し、医療機関等における公的医療保険の資格確認は、マイナ保険証を利用して行うことが基本となりました。

マイナンバーカードの
保険証としての利用方法は
こちらから ▶



健診事業、健康保持・増進、健康相談

事業名		事業概要(対象者等)	実施主体	実施時期	摘要	短期組員
健 診 事 業	人間ドック (一泊二日・二日間 (通い))	1 指定年齢型人間ドック 4月1日現在、39歳、49歳、54歳の希望する組員 2 準指定年齢型人間ドック 4月1日現在、59歳の希望する組員 3 希望型人間ドック 4月1日現在、34歳以上の希望する組員 (ただし、39歳、49歳、54歳を除く)	共済組合	6月～3月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 実施予定人数 1,642人 自己負担金 14,500円	該当
	内視鏡付 (東北中央病院) 人間ドック (一泊二日)	1 胃部・大腸コース 4月1日現在、49歳以上の希望する組員 2 胃部コース 4月1日現在、44歳以上の希望する組員 (1は49歳、2は49歳・59歳を優先)	共済組合	6月～3月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 1 実施予定人数 188人 自己負担金 18,600円 2 実施予定人員 188人 自己負担金 16,400円	該当
	人間ドック (日帰り)	全組員 (34歳未満を優先)	共済組合	6月～2月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 実施予定人数 1,645人 自己負担金 7,700円	該当
	脳ドック (日帰り)	4月1日現在、39歳以上の希望する組員 (59歳を優先)	共済組合	6月～3月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 実施予定人数 280人 自己負担金 11,000円	該当
	脳と心のトータル ケア付人間ドック (一泊二日)	4月1日現在、39歳以上の希望する組員	共済組合	7月～3月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 実施予定人数 120人 自己負担金 22,500円	該当
	婦人がん検診	1 子宮がん検診 組員 2 乳がん検診 4月1日現在、30歳以上の偶数年齢の組員並びに30歳以上の奇数年齢者のうち昨年度乳がん検診及び人間ドックがどちらも未受診の希望する組員	共済組合	7月～1月	自己負担金なし 子宮がん検診…対象者全員に受診券配布(申請不要) 乳がん検診…4月1日現在、30歳以上の偶数年齢の組員に受診券配布(申請不要) ※4月1日現在、30歳以上の奇数年齢者のうち昨年度乳がん検診及び人間ドックがどちらも未受診の希望する組員は要申請	該当
	被扶養者 健康診断	4月1日現在、19歳以上39歳未満の被扶養者	共済組合	10月～12月	要申請 (申請者多数の場合は抽選) 実施予定人員 120人 自己負担金 5,600円	該当
	歯周病検診	4月1日現在、20歳、30歳、40歳、50歳、59歳の組員	共済組合	7月～12月	自己負担金 無料	該当
	被扶養者等 特定健康診査	40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組員とその被扶養者、及び定期健康診断や人間ドックを受けていない短期組員	共済組合	6月～2月	自己負担なし 被扶養者、任意継続組員とその被扶養者…6月中旬以降に受診券を配付 短期組員…要申請	該当
	特定保健指導	特定健診の結果に基づき特定保健指導の対象となった、組員とその被扶養者、及び任意継続組員とその被扶養者	共済組合	6月～3月	自己負担なし 対象者には順次利用券を配付	該当
こころと体の リフレッシュ講座	所属所や組員で構成される各種団体等が実施する健康管理に関する講座開催の支援	共済組合	4月～2月	要申請 講師謝金 上限 30,000円、交通費	該当	

健	メンタルヘルスマニナ	・管理監督者を対象に、職場におけるメンタルヘルス対策に関する研修会を開催 ・一般職員を対象に、ストレス予防・軽減のための知識の普及に関する研修会を開催	共 済 組 合	通年	県教育センターでの開催	該当
		若年層及び管理職等をそれぞれ対象に、動画配信による講習会を開催	共 済 組 合	未定		該当
		全組合員を対象に、メンタルヘルスに関する講習会を開催	共 済 組 合	未定	毎年異なるテーマによるメンタルヘルス対策に関するセミナーを開催予定	該当
康	直営病院講師派遣	所属所や組合員で構成される団体が開催する各種セミナー・研修等に対し、東北中央病院の講師を派遣(派遣費用は本部負担)	共 済 組 合 部	通年	要申請 開催日の3か月前までに支部へ電話等で連絡、必要資料の提出 *内容によっては対象外となる場合がありますので、お早めにご相談ください。	該当
保	メンタルヘルス研修DVD貸出事業	所属所や組合員で構成される各種団体等に対し、メンタルヘルス研修用DVDの貸出を実施	共 済 組 合	通年	要申請 貸出DVD「教員のためのメンタルヘルス(全3巻)」、「若年層向けメンタルヘルス講習会(全1巻)」	該当
持	心のセルフチェック	Web上でのメンタルヘルスのセルフチェック *対象者：組合員	共 済 組 合 部	通年	[利用方法] 公立学校共済組合本部ホームページのトップページにある「心のセルフチェックシステム」にアクセスし、「セルフチェック」からログイン ID：teacher パスワード：teacher2026	該当
増進	健康づくりカレンダー配布	健康管理に関するカレンダーを配布	共 済 組 合	12月		該当
	健康ウォーキング事業	所属内個人又は3人1組のチームを編成し、期間中の起床から就寝までの歩数を計測	共 済 組 合	6月、10月(予定)		該当
	運動習慣改善事業	生活習慣病の予防を目的に、年間を通しての体を動かすきっかけや運動の機会を提供 *対象者：組合員(補助券は組合員とその被扶養者)	共 済 組 合	4月～2月	スポーツ施設利用補助(4月に実施要領を送付) 組合員全員に施設利用補助券を配布	該当
				随時	フィットネスクラブ法人会員	該当
	健康づくり動画配信	保健指導や健診結果の活用、運動等の知識について普及啓発する動画をオンデマンド配信	共 済 組 合	未定		該当
復職支援プログラム事業	精神疾患により長期休業している職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートを実施 *対象者(正規のみ) ・県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員 ・県教育委員会事務局職員及び県教育機関職員	共 済 組 合	通年	要申請 [支援内容] ・職場復帰訓練期間中の傷害保険加入(県) ・職場復帰訓練及び復帰後の再発防止を支援する、リワークアドバイザー(臨床心理士)の派遣(県・共済組合)		
健康相談	メンタルヘルス健康相談	メンタルヘルス相談窓口を県内4か所に設置 *対象者：組合員とその家族、職場の上司	共 済 組 合	通年	相談料無料 *詳細は14ページをご覧ください。	該当
		県内2地区(予定)で医療機関以外を会場に臨床心理士による個別相談会を開催 *対象者：組合員		7月～8月(予定)	要申請	該当
	メンタルヘルス(心の健康づくり)アドバイザー派遣	臨床心理士を各所属所に派遣し、メンタルヘルス相談を実施	共 済 組 合	通年	要申請 事前に支部へ電話等でアドバイザーの派遣希望日時等を連絡のうえ「派遣申込書」を提出	該当
	電話メンタルヘルス相談	臨床心理士がカウンセリングを実施 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 部	通年	[利用方法] フリーダイヤル(0800-700-5680) 受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～22:00 利用時間 1回20分程度	該当

事業名		事業概要(対象者等)	実施主体	実施時期	摘要	短期組員
健康相談	面談メンタルヘルス相談	臨床心理士がカウンセリングを実施 *対象者：組員とその被扶養者	共済組本部	通年	[利用方法](1人年5回まで無料) 予約専用フリーダイヤル(0800-700-5680) 面談予約受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～20:00 利用時間 1回50分程度 面談場所 山形市等全国主要都市のカウンセリングルーム	該当
	東北中央病院メンタルヘルス相談	東北中央病院内において、メンタルヘルス相談を実施(予約制) *対象者：組員とその被扶養者	東北中央病院	通年	[利用方法](1人年3回まで無料) 予約専用フリーダイヤル(0120-81-4898) 相談予約受付時間 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 相談日(完全予約制) 精神科医：第1月曜 13:00～17:00 カウンセラー：月～金曜 9:00～17:00 第1・3土曜 9:00～17:00 第2・4土曜 13:00～17:00 *平日と第1・2・3土曜は女性カウンセラー、 第4土曜は男性カウンセラーが対応します。	該当
	Web相談	電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間365日、相談を受付 *対象者：組員とその被扶養者	共済組本部	通年	[利用方法] URL「 https://www.mh-c.jp/ 」 ログイン番号(783269)を入力してログイン 臨床心理士が3営業日以内を目途にメール回答	該当
	LINEメンタルヘルス相談(心ほっとサポート@公立学校共済)	公認心理師・臨床心理士等がLINEで相談を受付 *対象者：組員	共済組本部	通年	[利用方法] 14ページに記載の二次元バーコードを読み取り友だち追加 受付時間 毎週水・土・日・月曜(祝日・年末年始を含む) 18:00～22:00 利用時間 1回30～60分程度	該当
	教職員電話健康相談24	①健康相談、②小児救急相談、③医療機関案内、④専門医相談(予約制)等に保健師等の専門家が対応 *対象者：組員とその被扶養者	共済組本部	通年	[利用方法] フリーダイヤル(0800-777-8349) 受付時間 24時間365日 利用時間 1回20分程度	該当
	女性医師電話相談	女性疾患等についての相談に女性医師が対応(予約制) *対象者：組員とその被扶養者(女性のみ)	共済組本部	通年	[利用方法] フリーダイヤル(0120-215-579) 受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～21:00 利用時間 1回20分程度	該当
	介護電話相談	介護全般に関する相談にケアマネジャーや社会福祉士が対応 *対象者：組員とその被扶養者	共済組本部	通年	[利用方法] フリーダイヤル(0120-515-579) 受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～18:00 利用時間 1回20分程度	該当

共済組合・互助会の給付(医療費・祝金等)

事項		共済組合	互助会	短期組員
病気になったとき	組員 医療機関等で診察を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○療養の給付 医療費から一部負担金(3割に相当する額)を控除した額 ○入院時食事療養費 入院時に食事療養に要した額から標準負担額を控除した額 ○入院時生活療養費(65歳以上で療養病床に入院の場合) 特定長期入院時に生活療養に要した額から標準負担額を控除した額 ○訪問看護療養費 居宅にて指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、一部負担金を控除した額 		該当

病 気 に な っ た と き	医 療 機 関 等 で 診 療 を 受 け た と き	組 合 員 の 組 支 払 う も の	<p>○療養費 要申請 マイナ保険証等を使用しないで診療を受けたとき又は治療用装具(コルセット等)の装着、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき、医療費から一部負担金(3割に相当する額)を控除した額 *共済組合の事前承認を必要とする場合があります。</p> <p>○高額療養費 一部負担金が、次表により算出された自己負担限度額を超えた場合の当該超過額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>掛金の標準となる標準報酬月額</th> <th>一月当たりの自己負担限度額</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位Ⅰ</td> <td>ア 83万円以上</td> <td>252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>上位Ⅱ</td> <td>イ 53万円以上83万円未満</td> <td>167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>一般Ⅰ</td> <td>ウ 28万円以上53万円未満</td> <td>80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般Ⅱ</td> <td>エ 28万円未満</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>オ 市町村民税非課税者</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*多数該当とは、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給の場合</p> <p>○外来療養にかかる年間高額療養費 前年8月以降に組合員資格を取得した者のみ要申請 70歳以上の組合員(現役並所得者を除く)が1年間(前年8月1日~本年7月31日)にかかった「外来療養費」の自己負担額から144,000円を控除した額</p> <p>○高額介護合算療養費 要申請 組合員とその被扶養者が1年間(前年8月1日~本年7月31日)にかかった「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担の合算額から算定基準額を控除した額 *自己負担額とは、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、公費負担及び高額介護サービス費並びに入院時の食事代、差額ベット代等保険診療対象外のものを控除し、なお残る額</p>	所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月当たりの自己負担限度額	多数該当	上位Ⅰ	ア 83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円	上位Ⅱ	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円	一般Ⅰ	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円	一般Ⅱ	エ 28万円未満	57,600円	44,400円	低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円	<p>○会員療養見舞金 要申請(公立学校共済組合非加入会員のみ) 会員が公務又は労務によらない病気又は負傷によって療養を受けたとき、療養に要した費用を1月1日保険医療機関(入院、外来別)ごとに合算して得た額から次の①~③の額を控除して得た額(100円未満切捨) ①医療保険各法のいずれかの規定により支給される療養の給付及び療養費 ②4,000円 ただし、医療保険各法のいずれかの規定による高額療養費が支給されるときは、理事長が別に定める額 ③他の法令又は地方公共団体の条例による公費負担額 *給付上限額は21,000円(標準報酬月額が530,000円以上の場合は、46,000円)</p>	該当
			所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月当たりの自己負担限度額	多数該当																							
上位Ⅰ	ア 83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円																										
上位Ⅱ	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円																										
一般Ⅰ	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円																										
一般Ⅱ	エ 28万円未満	57,600円	44,400円																										
低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円																										
<p>○移送費 要申請 最も経済的な通常の経路及び方法により緊急移送された場合の旅費相当額</p> <p>○一部負担金払戻金 一部負担金(医療費(入院時食事療養費を除く。))の2割又は3割に相当する額から高額療養費の額を控除した額から25,000円(標準報酬月額530,000円以上の場合は、50,000円)を控除した額(100円未満切捨)</p>		該当																											
病 気 の た め 休 職 し 、 給 料 が 支 給 さ れ な い と き			<p>○傷病手当金 要申請 傷病の療養のため引き続き勤務に服することができなくなった日から4日目以降で、報酬(給与)の減額又は退職により実際に手当金の支給が発生した日を支給開始日とし、最長1年6か月(結核性の疾病については最長3年間)、支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)</p> <p>○傷病手当金附加金 要申請 傷病手当金受給期間が満了した翌日以降も給付要件が継続している場合、在職中に限り最長6か月、1日当たり支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)</p>	<p>○傷病見舞金 要申請 病気又は負傷の療養のために休職し、給料の全部が支給されないとき、掛金(一般給付・厚生福祉・退職給付)相当額に20,000円を加算した額 *請求様式は共済組合と共用</p>	該当																								
					該当																								

事 項		共 済 組 合		互 助 会		短期組員																							
病 気 に な っ た と き	組 合 員	<p>○障害共済年金(平成27年9月30日までは、在職中は支給されません。) 組員である間に初診日のある傷病により障害等級の1級から3級の障害の状態になったときに受給権が発生します。</p> <p>○障害厚生年金(平成27年10月1日以降は、在職中でも支給されます。(職域年金担当部分を除く)) 組員である間に初診日のある傷病により障害等級の1級から3級の障害の状態になったときに受給権が発生します。 *障害等級1級、2級に認定された方は、日本年金機構裁定の障害基礎年金も支給されます。</p>																											
	被 扶 養 者	医療機関等に直接支払うもの	<p>○家族療養の給付 医療費から一部負担金(小学校就学前乳幼児及び70歳以上75歳未満の者は2割、前記以外の者は3割に相当する額)を控除した額</p> <p>○入院時食事療養費 入院時に食事療養に要した額から標準負担額を控除した額</p> <p>○入院時生活療養費(65歳以上で療養病床に入院の場合) 特定長期入院時に生活療養に要した額から標準負担額を控除した額</p> <p>○家族訪問看護療養費 居宅にて指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、一部負担金を控除した額</p>				該当																						
		医療機関等で診療を受けたとき	<p>○家族療養費 <input type="checkbox"/>要申請 マイナ保険証等を使用しないで診療を受けたとき又は治療用装具(コルセット等)の装着、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき、医療費から一部負担金(小学校就学前乳幼児及び70歳以上75歳未満の者は2割、前記以外の者は3割に相当する額)を控除した額 *共済組合の事前承認を必要とする場合があります。</p> <p>○高額療養費 一部負担金が、次表により算出された自己負担限度額を超えた場合の当該超過額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>掛金の標準となる標準報酬月額</th> <th>一月当たりの自己負担限度額</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位I</td> <td>ア 83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>上位II</td> <td>イ 53万円以上83万円未満</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>一般I</td> <td>ウ 28万円以上53万円未満</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般II</td> <td>エ 28万円未満</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>オ 市町村民税非課税者</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*多数該当とは、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給の場合</p> <p>○外来療養にかかる年間高額療養費 <input type="checkbox"/>前年8月以降に被扶養者認定された者のみ要申請 70歳以上の被扶養者が1年間(前年8月1日~本年7月31日)にかかった「外来療養費」の自己負担額から144,000円を控除した額</p>		所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月当たりの自己負担限度額	多数該当	上位I	ア 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	上位II	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	一般I	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	一般II	エ 28万円未満	57,600円	44,400円	低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円	<p>○家族療養見舞金 <input type="checkbox"/>要申請(公立学校共済組合非加入会員のみ) 被扶養者が病気又は負傷によって療養を受けたとき、療養に要した費用を1月1保険医療機関(入院、外来別)ごとに合算して得た額から次の①~③の額を控除して得た額(100円未満切捨)</p> <p>①医療保険各法のいずれかの規定により支給される家族療養費</p> <p>②4,000円 ただし、医療保険各法のいずれかの規定による高額療養費が支給されるときは、理事長が別に定める額</p> <p>③他の法令又は地方公共団体の条例による公費負担額</p> <p>*給付上限額は21,000円(標準報酬月額が530,000円以上の場合は、46,000円)</p>
所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月当たりの自己負担限度額	多数該当																										
上位I	ア 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円																										
上位II	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円																										
一般I	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円																										
一般II	エ 28万円未満	57,600円	44,400円																										
低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円																										

病 気 に な っ た と き	被 扶 養 者	医 療 機 関 等 で 診 療 を 受 け た と き	組 合 員 に 支 払 う も の	<p>○高額介護合算療養費 <input type="checkbox"/>要申請 組合員とその被扶養者が1年間(前年8月1日～本年7月31日)にかかった「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担の合算額から算定基準額を控除した額 *自己負担額とは、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、公費負担及び高額介護サービス費並びに入院時の食事代、差額ベット代等保険診療対象外のもの を控除し、なお残る額</p> <p>○家族移送費 <input type="checkbox"/>要申請 最も経済的な通常の経路及び方法により緊急移送された場合の旅費相当額</p> <p>○家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金 一部負担金(医療費(入院時食事療養費を除く。))の2割又は3割に相当する額から高額療養費の額を控除した額)から25,000円(標準報酬月額530,000円以上の場合は、50,000円)を控除した額(100円未満切捨)</p>		該当
				<p>○休業手当金 <input type="checkbox"/>要申請 次により欠勤した場合、その期間につき、1日当たり標準報酬日額の50% (円未満切捨)</p> <p>①被扶養者の傷病 全期間 ②配偶者の出産 14日 ③非常災害 5日 ④組合員の婚姻、配偶者の死亡又は被扶養者等の婚姻若しくは葬祭 7日 ⑤被扶養者でない配偶者、又は一親等の親族の傷病 14日 ⑥大学・高校通信教育の面接授業 通信教育の面接授業に要する期間</p>		該当
出 産 等 に 関 す る も の	組 合 員	出 産 し た と き 又 は 1 年 以 上 組 合 員 で あ っ た 者 が 退 職 後 に 6 か 月 以 内 に き 出 産 し た と き	<p>○出産費 <input type="checkbox"/>要申請 488,000円 (R5.4.1以降に出産の場合。R5.3.31までの出産の場合は408,000円) (産科医療補償制度該当の場合は12,000円加算)</p> <p>○出産費附加金 <input type="checkbox"/>要申請 50,000円 *退職後の出産の場合、出産費附加金は支給されません。</p>	<p>○出産見舞金 <input type="checkbox"/>要申請 70,000円 (R8.4.1以降に出産の場合。 R8.3.31までに出産の場合は50,000円) *請求様式は共済組合と共用 *退職後の出産の場合、出産見舞金は支給されません。</p>	該当	
			<p>○掛金(短期、介護、福祉、子ども・子育て支援、退職等年金)及び厚生年金保険料の免除 <input type="checkbox"/>要申出 免除期間：産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 *産前産後休業とは、産前産後休暇の範囲内で、出産日(出産日が出産予定日後のときは、出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの間で勤務に服さない期間</p>	<p>○掛金(一般給付・厚生福祉)の免除 <input type="checkbox"/>要申請 *免除期間は共済組合と同じ *申出様式は共済組合と共用</p>	該当	
			<p>○出産手当金 <input type="checkbox"/>要申請 産前42日、産後56日間、1日当たり支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)</p>		該当	
			<p>○家族出産費 <input type="checkbox"/>要申請 488,000円 (R5.4.1以降に出産の場合。R5.3.31までの出産の場合は408,000円) (産科医療補償制度該当の場合は12,000円加算)</p> <p>○家族出産費附加金 <input type="checkbox"/>要申請 50,000円</p>	<p>○出産見舞金 <input type="checkbox"/>要申請 20,000円 *請求様式は共済組合と共用</p>	該当	
		被 扶 養 者 が 出 産 し た と き				

事 項	共 済 組 合	互 助 会	短期組員												
育児休業したとき	<p>○育児休業手当金 要申請 育児休業期間中、育児休業開始から180日に達するまでの間、1日当たり標準報酬日額の67%。それ以降2歳まで(1歳以上は支給要件あり)、1日当たり標準報酬日額の50% (円未満切捨、支給上限あり) *両親ともに育児休業する場合の支給期間【パパママ育休プラス】 配偶者がその子の1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得している場合、その子が1歳2か月に達する日までの期間で、組員が育児休業を取得した期間(最大1年間、母親の場合は産後休暇期間を含む) *令和7年4月1日より、「育児休業手当金」の支給期間の延長要件が見直され、支給期間延長を希望する場合の手続きに必要な書類が追加されました。 「市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し」が必要になりますので、市町村に提出する前に必ず写しを取ってください。</p> <p>○育児休業支援手当金 要申請 両親それぞれが下記の対象期間内に通算14日以上の子育て休業を取得した場合、最大28日間、標準報酬日額の13% (円未満切捨、支給上限あり) ○組員が父親または子が養子の場合 子の誕生日から56日を経過する日の翌日まで ○組員が母親かつ子が養子でない場合</p> <table border="1" data-bbox="400 616 1373 823"> <thead> <tr> <th>子の誕生日</th> <th>対象期間の開始日</th> <th>対象期間の終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産予定日より前</td> <td>子の誕生日</td> <td>出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> <tr> <td>出産予定日と同日</td> <td>子の誕生日</td> <td>子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> <tr> <td>出産予定日より後</td> <td>出産予定日</td> <td>子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○育児時短勤務手当金 要申請 2歳未満の子について育児時短勤務(育児短時間勤務及び部分休業)をした場合、報酬の最大10%相当(円未満切捨、支給上限および下限あり)</p> <p>○掛金(短期、介護、福祉、子ども・子育て支援、退職等年金)及び厚生年金保険料の免除 要申請 免除期間: ①育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 ただし、育児休業等の期間がひと月以下である場合は、期末手当等に係る掛金等は免除されません。 ②育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一であり、当該月における育児休業等の日数が14日以上の場合の当該月</p>	子の誕生日	対象期間の開始日	対象期間の終了日	出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日	出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日	出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日	<p>○育児休業取得支援給付金 要申請 男性会員が妻の産後8週間において育児休業を取得したとき、当該育児休業期間(最大8週間)中、1日につき3,000円(土日を除く) ただし、育児休業支援手当金又は出生後休業支援給付金(雇用保険適用者)が支給されるときは、その支給対象期間を除く期間について支給 *請求様式は共済組合と共用 *令和4年9月1日より施行(令和8年度までの時限措置)</p> <p>○掛金(一般給付・厚生福祉)の免除 要申請 *免除期間は共済組合と同じ *申出様式は共済組合と共用</p>	該当
子の誕生日	対象期間の開始日	対象期間の終了日													
出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日													
出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日													
出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から起算して112日を経過する日の翌日													
3歳未満の子を養育しているとき	<p>○3歳未満の子を養育する組員等の特例 要申請 3歳に満たない子を養育する組員等の標準報酬月額が、子を養育することとなった日の前月における標準報酬月額を下回った場合、申出をすることで厚生年金保険給付及び退職等年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額を子を養育することとなった日の前月の標準報酬月額で計算する特例が設けられています。子を養育していれば、男女、育児休業等の取得の有無に関わらず対象になります。</p>		該当												
介護休業したとき	<p>○介護休業手当金 要申請 介護休業期間中、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間、1日当たり標準報酬日額の67% (円未満切捨、支給上限あり)</p>	<p>○介護休業見舞金 要申請 介護休業(休暇)期間(介護休業手当金又は介護休業給付金の支給期間を除く)中、1日当たり標準報酬日額(休業開始時賃金日額)の60% (支給上限あり) *請求様式は共済組合と共用</p>	該当												

死 亡 し た と き	組 合 員	遺族がいるとき	○遺族厚生年金（平成27年10月1日以降） 遺族とは、組合員の配偶者、子(18歳に達する日の属する年度末までにある配偶者のいない者)、父母、孫及び祖父母であつて、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた者をいいます。 *夫、父母、祖父母については55歳以上の年齢要件があります。子のある配偶者がいる場合、遺族基礎年金も受給できます。	○退職生業資金 要申請 【短期組合員・一般組合員②③④(表紙参照)を除く】 会員期間1か月につき1,000円+割増金 (年0.3%)	
		埋火葬したとき	○埋葬料 要申請 50,000円 ○埋葬料附加金 要申請 25,000円	○埋葬料 要申請 300,000円 *請求様式は共済組合と共用 ○永年勤続慰労金 要申請 60,000円 20年以上の会員期間を有したとき ○弔慰金 要申請 10,000円 退職互助部現職加入者の場合 ただし、配偶者が特別加入者の資格を取得しないときは、納入掛金総額を加算して支給 ○遺児激励金 要申請 ①小学校卒業までの子1人につき 300,000円 ②中学校卒業までの子1人につき 200,000円 ③中学校卒業後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき 100,000円 *請求様式は共済組合と共用	該当
		非常災害のとき	○弔慰金 要申請 標準報酬月額		該当
	被 扶 養 者	埋火葬したとき	○家族埋葬料 要申請 50,000円 ○埋葬料附加金 要申請 25,000円	○埋葬料 要申請 ①被扶養者である配偶者 50,000円 ②上記以外の被扶養者 10,000円 *請求様式は共済組合と共用	該当
		非常災害のとき	○家族弔慰金 要申請 標準報酬月額の70%		該当
退 職 等 に 伴 う 給 付	退職(転出を含む)により互助会を退会するとき		○退職生業資金 要申請 【短期組合員・一般組合員②③④(表紙参照)を除く】 会員期間1か月につき1,000円+割増金(年0.3%)		
	互助会会員期間20年以上有して退職するとき		○永年勤続慰労金 要申請 60,000円	該当	
	退職したとき	○老齢厚生年金（平成27年10月以降） 65歳から支給。 ○退職等年金給付（平成27年10月以降の組合員期間がある場合） 65歳から支給され、半分は有期年金、半分は終身年金。 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。 *平成27年9月までの組合員期間がある場合は、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金も支給されます。 ○任意継続組合員 要申出 退職日から20日以内に加入の申出をし掛金を納付することにより、在職中とほぼ同様の医療給付等を受けることができます(最長2年間)。			

天災などで損害を受けたとき	○災害見舞金 要申請 ※災害救助法が発動された災害の場合、災害対策事業見舞金(3万円)支給 非常災害により住居又は家財の1/3以上が焼失又は滅失し若しくはこれと同程度の損害を受けたとき、その程度により標準報酬月額に次表の各欄の月数を乗じた額	○災害見舞金 要申請 損害の程度により次表の各欄に掲げる額	該当																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害の程度</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td> <td>0.5月</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度		月数	①	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3月	②	1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2月	③	1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月	④	1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済組合の「損害の程度①」を準用</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>共済組合の「損害の程度②」を準用</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>共済組合の「損害の程度③」を準用</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>共済組合の「損害の程度④」を準用</td> <td>45,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*請求様式は共済組合と共用</p>	損害の程度	給付額	共済組合の「損害の程度①」を準用	300,000円	共済組合の「損害の程度②」を準用	150,000円	共済組合の「損害の程度③」を準用	90,000円	共済組合の「損害の程度④」を準用
損害の程度		月数																								
①	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3月																								
②	1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2月																								
③	1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月																								
④	1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5月																								
損害の程度	給付額																									
共済組合の「損害の程度①」を準用	300,000円																									
共済組合の「損害の程度②」を準用	150,000円																									
共済組合の「損害の程度③」を準用	90,000円																									
共済組合の「損害の程度④」を準用	45,000円																									
結婚したとき		○結婚祝金 要申請 50,000円	該当																							
子が入学したとき		○入学祝金 要申請 10,000円 子が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき *扶養関係は問わない	該当																							

リフレッシュ推進事業、公益事業

事業名	事業概要	実施主体	実施時期等	摘要	短期組員
リフレッシュ推進事業	東北楽天ゴールデンイーグルス 観戦チケット代金の補助	互助会	6月開催の1試合	4月に実施要領を所属所に送付	該当
	モンテディオ山形 観戦チケット代金の補助	互助会	9月～12月開催の 4試合程度	7月に実施要領を所属所に送付	該当
	山形ワイヴァンズ 観戦チケット代金の補助	互助会	11月～12月開催の 4試合程度	9月に実施要領を所属所に送付	該当
	アランマーレ 観戦チケット代金の補助	互助会	11月～12月開催の 4試合程度	9月に実施要領を所属所に送付	該当
リフレッシュ活動支援事業	会員のゆとりと健康増進を図るため、契約事業所を利用する際の補助券を配付	互助会	6月～3月	4月末日現在、会員資格を有する者に3,000円の補助券を配付	該当
会員証割引事業	会員証を提示することにより、全国約1,500施設(業者)で料金の割引等の特典を受けることができる。	互助会	随時	*詳細は13ページをご覧ください。	該当

リフレッシュ推進事業	保養施設等 宿泊利用補助	組合員からの申請による補助券の発行 組合員及びその被扶養者が補助対象施設に宿泊する 場合に2,000円/泊の補助券を発行 *詳細は13ページをご覧ください。	共済組合	4月～3月	利用日の1週間前までに申請 *組合員1名につき年間10枚を交付上限とする。 (被扶養者分含む。)	該当
	芸術鑑賞支援事業	組合員の心身のリフレッシュ及び福利増進に資することを目的に、芸術に親しむ機会の充実を図る。	共済組合	4月～2月	4月に実施要領を所属所に送付 組合員全員に施設利用補助券を配布	該当
公益事業	スクールコンサート	児童、生徒の豊かな感性を育むとともに、地域文化の向上を図るため、学校等を会場に演奏会を実施	互助会	5月～12月	実施校33校	

生活の安定

事業名	事業概要	実施主体	実施時期等	摘 要	短期組合員
生活の安定	5050生活設計講座 (ライフプランセミナー)	県 共済組合 互助会	7月	要申請 7月29日(水) 庄内会場(なの花ホール) 定員100人 7月30日(木) 村山会場(山形ビッグウイング) 定員200人	該当
	若年層向け ライフプランセミナー	県 共済組合	未定	要申請	該当
	法律相談事業	互助会	随時	[相談方法] 会員が直接契約弁護士に電話等で相談 受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 契約弁護士 伊藤三之法律事務所 弁護士 伊藤三之 氏 〒990-0057 山形市宮町五丁目12-21 TEL 023-633-7860 FAX 023-633-7160	該当
	財形貯蓄事業	県	新規募集及び 積立額の変更 10月	財形貯蓄の種類は目的別に3種類 ①一般財形貯蓄・・・3口まで ②財形年金貯蓄・・・1口 ③財形住宅貯蓄・・・1口 *②と③は合算して550万円まで非課税 ★再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員等は新規に申込みはできません。	
福祉保険制度	「ファミリー年金」「傷病休職給付金」「医療費支援制度」で構成される、公的給付(年金や健康保険)を補完する任意加入の保険制度	共済組合 本部	新規加入及び 更新 6月～7月 (新規採用職員は4月)	[保障期間] 11月1日～翌年の10月31日 (*毎年更新)	該当

退職互助部事業（給付・福祉）

事業名		事業概要	短期組合員
給付事業	弔慰金	現職加入者が死亡したとき ただし、配偶者が特別加入者の資格を取得するとき 退職互助部事業納入掛金総額+10,000円 10,000円	該当
	脱退一時金	資格の喪失(死亡の場合を除く)又は特別加入者の資格を希望しないとき、納入掛金総額を給付	該当
	療養補助金	特別加入者が疾病又は負傷により療養を受けたとき、自己負担額(保険適用)から1,000円未満の端数と2,000円を控除して得た額を給付 *給付対象期間 令和4年度までの退職者…60歳に達した月の翌日から75歳に達する月まで 令和5年度以降の退職者…61歳到達年度から80歳到達年度までの15年間を選択	該当
	長寿祝金	特別加入者が88歳(数え年)の米寿を迎えたとき 30,000円	該当
	献花料	特別加入者が死亡したとき ①療養補助金支給開始日前の死亡 ②〃支給開始日以後1年未満の死亡 ③〃支給開始日以後1年以上3年未満の死亡 ④〃支給開始日以後3年を経過しての死亡 退職互助部事業納入掛金総額の9割の額(円未満端数切捨) 100,000円 50,000円 5,000円	該当
福祉事業	対象事業	会報誌「互助やまがた」の発行(年2回) 健康増進事業(スポーツ観戦補助、芸術鑑賞補助等) 施設利用補助券の交付(2,000円/泊) *特別加入者1名につき、年度内10枚を交付上限とする。 法律相談事業(契約弁護士による法律相談) 健康診断補助事業(健康診断、人間ドック等の受診料の一部を補助) 会員証割引事業(会員証の提示により、全国約1,500施設(業者)の料金の割引等)	該当

*現職加入者とは35歳以上の会員で退職互助部への加入を希望した者、特別加入者とは現職加入者が50歳以上で退職し特別加入者の資格取得を希望した者です。

共済組合及び互助会の貸付事業

公立学校共済組合				山形県教職員互助会			
貸付の種類	貸付限度額	貸付利率（年利）	償還回数	貸付の種類	貸付限度額	貸付利率（年利）	償還回数
一般貸付	200万円	1.32%	(毎月)120回以内 (賞与)20回以内	生活資金	100万円	1.29% *令和8年4月1日現在	60回以内
住宅貸付	1,800万円	1.32%	(毎月)360回以内 (賞与)60回以内	住宅資金	1,000万円		240回以内
教育貸付	550万円	1.32%	(毎月)250回以内 (賞与)41回以内	入学資金	200万円		60回以内
医療貸付	120万円	1.32%	(毎月)110回以内 (賞与)18回以内	教育資金	200万円		60回以内
住宅災害貸付	1,900万円	0.99%	(毎月)360回以内 (賞与)60回以内	自動車資金	200万円		60回以内
介護構造貸付	300万円	1.06%	(毎月)360回以内 (賞与)60回以内	研修旅行資金	200万円		60回以内
災害貸付	200万円	0.99%	(毎月)120回以内 (賞与)20回以内	物品購入資金	200万円		60回以内
結婚貸付	200万円	1.32%	(毎月)120回以内 (賞与)20回以内	*短期組合員・一般組合員②③④(表紙参照)は貸付対象外となります。 *住宅資金は、5年後の退職手当に200万円を加算した額が1,000万円を下回る場合は、その額が限度額になります。 *償還開始月(貸付金を借り受けた日の翌月)の貸付利率が償還終了まで適用されます。 *貸付保険料は、本会が負担します。 *貸付金送金時に貸付金から収入印紙代を控除します。 *毎月の償還金の合計額(公立学校共済組合の償還金を含む。)が、給料月額の30%を超える場合は、貸付できません。 *知事部局、市町村教育委員会等に異動された場合は即時償還となります。 *団体信用生命保険制度の加入はありません。			
高額医療貸付	高額療養費相当額	無利息	高額療養費支給時に一括控除				
出産貸付	出産費又は 家族出産費相当額	無利息	出産費又は家族出産費 支給時に一括控除				
葬祭貸付	200万円	1.32%	(毎月)120回以内 (賞与)20回以内				
特別貸付	給料月額×3/10×残任期月数 ただし、200万円まで	1.32%	(毎月)残任期月数内 (ボーナス併用償還不可)				
*一般職常勤職員は、全ての貸付の種類が対象となります。 (その他の組合員は、特別貸付、高額医療貸付及び出産貸付のみ対象となります。) *高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の利用には、6か月以上の組合員期間が必要です。 *今後、金利情勢の変動に伴い、貸付利率が変動する場合があります。 *貸付利率には、貸付保険料率(年0.06%)を含みます。 *一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付は、「貸付時のこれらの未償還元金総額」と「新たな申込額」の合算額上限を700万円とし、その範囲内での貸付となります。 *償還金年額(当共済組合以外の借入金を含む。)が、給与月額の4.8倍を超える場合は、貸付できません。 *知事部局・市町村教育委員会に異動された場合でも継続して償還可能です(市町村教育委員会への異動の場合は異動後5年間)。							

互助会 会員証割引事業のご案内

※短期組合員該当

①ログイン画面

【団体ID】141
【パスワード】yamagata
を入力すると、
会員証画面が表示されます。

②モバイル会員証(黄色)

「モバイル会員証」を契約施設(業者)の利用時に提示すると、割引等の特典を受けることができます。

③施設検索画面

地域やカテゴリー別に検索できます。
施設(業者)名をタップすると、割引
内容等が表示されます。

全国の教職員互助団体が加盟する全国教職員互助団体協議会が主体となり、会員証を提示することで全国の約1,500施設(業者)で割引等の特典を受けられる「会員証割引事業」を実施しています。



<https://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/>

共済組合 保養施設宿泊利用補助事業のご案内

組合員とその被扶養者が、補助対象施設に宿泊する場合に、宿泊料の一部を補助し、元気回復と健康増進を図ることを目的として実施しています。

☆対象者：公立学校共済組合員とその被扶養者(ただし小学生以上)
被扶養者だけで利用する場合も該当します。

※短期組合員該当

☆補助額：1泊 2,000円

☆補助の制限：組合員1名につき、年間10枚を交付上限とします(被扶養者分も含む)。

☆申請方法：「保養施設等宿泊利用補助券交付申請書」を利用日の1週間前(厳守)までに公立学校共済組合山形支部あて郵送又はファックス(023-641-6779)でお送りください。交付申請書は公立学校共済組合山形支部のホームページからダウンロードすることができます。



掲載場所：「山形支部トップページ」→「厚生サービスを利用する」
→「宿泊施設を利用するとき」をクリックしてください!

☆補助対象施設：

No.	対象施設名(所在地)	電話番号	No.	対象施設名(所在地)	電話番号
1	あこや会館(山形市)	023(642)1358	14	いいで添川温泉しらさぎ荘(飯豊町)	0238(74)2161
2	国民宿舎竜山荘(山形市)	023(694)9457	15	コテージ村 木湖里館(飯豊町)	0238(78)0010
3	KKR蔵王白銀荘(山形市)	023(694)9187	16	白川温泉いいで白川荘(飯豊町)	0238(77)2124
4	ひまわり温泉 ゆ・ら・ら(中山町)	023(622)5777	17	飯豊梅花皮荘(小国町)	0238(64)2111
5	Asahi自然観(朝日町)	0237(83)7111	18	白い森交流センターふれ(小国町)	0238(67)2011
6	べに花温泉ひなの宿(河北町)	0237(85)0789	19	うしお荘(湯野浜温泉)(鶴岡市)	0235(75)2715
7	奥おおえ柳川温泉(大江町)	0237(64)2151	20	月の沢温泉 北月山荘(庄内町)	0234(59)2137
8	クアハウス基点(村山市)	0237(56)3351	21	いろり火の里田田の宿(三川町)	0235(66)5300
9	くつろぎの宿花笠高原荘(尾花沢市)	0237(28)2121	22	鳥海温泉遊楽里(遊佐町)	0234(77)3711
10	大石田温泉 あつたまりランド深堀(大石田町)	0237(35)5353	23	鳥海山四合目雲上の宿 大平山荘(遊佐町)	090(2607)2326
			24	四季の森 しらい自然館(遊佐町)	0234(72)2069
11	まむろ川温泉梅里苑(真室川町)	0233(62)2373	25	西浜コテージ村(遊佐町)	0234(77)3600
12	むつみ荘(赤湯温泉)(南陽市)	0238(43)3035	26	湯の台温泉 鳥海山荘(酒田市)	0234(61)1727
13	川西町浴浴センターまどか(川西町)	0238(42)4126			

☆注意事項：

- ※1 利用補助券は、チェックイン時にフロントに提出してください(会計時の提出では、補助券の利用ができない場合があります)。
- ※2 組合員資格がわかるものの提示等により、補助対象者本人であることの確認を受けてください。
- ※3 公務による出張については、補助の対象となりません。
- ※4 予算を超える申請があった場合は、補助券の交付を制限することがあります。

こころと体の相談窓口のご案内*

※短期組合員該当

こころの相談

<メンタルヘルス健康相談> \ 医療機関で相談 /

県内の4医療機関にて専門医が相談に応じます。

- ◇利用対象者：組合員とその家族、職場の上司（治療中の方を除く）
- ◇相談料：無料 ただし、治療に入った場合は一般診療扱いとなります。
- ◇相談方法：希望する病院に電話で予約をしてください。その際、「公立学校共済組合のメンタルヘルス相談」であることを伝えてください。

相談料
無料

相談窓口	所在地	電話番号
わだ心療内科クリニック	山形市小白川町4-3-24	023-624-0246
PFC HOSPITAL	新庄市大字福田806	0233-22-2047
佐藤病院	南陽市柵塚948-1	0238-40-3170
なごみクリニック	鶴岡市桜新町13-3	0235-29-3753

<東北中央病院メンタルヘルス相談> \ 東北中央病院で相談 /

精神科医や公認心理士が面談でお話を伺います。

- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者
- ◇相談料：無料（年3回まで）
- ◇相談方法：完全予約制ですので、お電話か予約調整フォームでご予約ください。
- ◇相談日：精神科医：第1月曜 13:00～17:00
カウンセラー：月～金曜 9:00～17:00
第1・3土曜 9:00～17:00
第2・4土曜 13:00～17:00
※平日と第1・2・3土曜は女性カウンセラー、第4土曜は男性カウンセラーが対応します。

相談料
無料

オンライン
予約調整フォーム



通話料
無料

予約専用 0120-81-4898
(予約受付時間は、月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00まで)

<Web相談(こころの相談)>

共済組合本部事業

電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間ご相談を受け付けます。

- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者
- ◇相談方法：下記HPにアクセスして、相談内容を入力してください（回答は臨床心理士が3営業日以内を目途に返信します）。

【URL】: <https://www.mh-c.jp/> ※ログインには6桁のログイン番号(783269)が必要です。

NEW <LINEを使ったメンタルヘルス相談(心ほっとサポート@公立学校共済)>

共済組合本部事業

公認心理師・臨床心理士等が、LINEであなたのお悩みにお応えします。

- ◇利用対象者：組合員
- ◇相談方法：右の二次元バーコードを読みとり、友だち追加してください。
- ◇受付時間：毎週水・土・日・月曜 18:00～22:00(祝日・年末年始含む)



<電話・面談メンタルヘルス相談>

共済組合本部事業

- 「こころの専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。
- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者

相談料
無料

電話
相談

- ・受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～22:00
- ・1人1回20分程度

面接
相談

- ・受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～20:00
- ・1回50分程度
- ・年5回まで無料
- ・面談は山形市等全国主要都市のカウンセリングルームで実施

通話料
無料

0800-700-5680
こころ晴れ晴れ

体の相談

<教職員電話健康相談24> \ 急な相談にも! /

共済組合本部事業

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者
- ◇相談内容：一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談、医療機関案内など。
- ◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

0800-777-8349
やさしく

<女性医師電話相談> \ 女性限定!まずは予約 /

共済組合本部事業

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向け予約制のサービスです。

- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者（女性のみ）
- ◇受付時間：月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～21:00
- ◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

0120-215-579
女性医師こ 納得



☆ 介護の相談

<介護電話相談>

共済組合本部事業

介護現場での実務経験を生かして、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

- ◇利用対象者：組合員とその被扶養者
- ◇相談内容：介護全般に関するご相談の他、最寄の地域相談窓口や在宅サービス事業の情報、ご希望条件にあった有料老人ホームの情報を迅速にご提供します。
- ◇受付時間：月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～18:00
- ◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

0120-515-579
介護ご納得



組合員資格変更等の際は手続きをお忘れなく!

●新規に採用されたとき

●他共済及び公立学校共済組合の他支部から転入したとき

組合員資格を取得します。

- 「資格取得届」に「個人番号報告書」、「業務用口座指定(変更)申出書」、「被扶養者申告書」(被扶養者を認定する場合)を添えて提出してください。
- 市町村が助成する医療証を持っている場合は、写しを提出してください。

●退職したとき(引き続き公立学校共済組合山形支部の組合員になるときを除く)

●他共済及び公立学校共済組合の他支部へ転出したとき

組合員資格を喪失します。

- 「資格喪失届」に資格確認書(交付を受けた場合)等を添えて提出してください。
- 「資格喪失証明書」が必要な場合は、備考欄にその旨を記載してください。

●被扶養者が就職等により被扶養者認定要件を欠いたとき

被扶養者認定を取消します。

- 「被扶養者申告書」に、就職年月日を確認できる書類*と資格確認書(交付を受けた場合)等を添えて提出してください。

※次のいずれかの書類です。

- ①就職先の新しい資格情報のお知らせの写し又は資格確認書の写し(交付を受けた場合)
- ②辞令又は雇用契約書等の写し
- ③事業主発行の就職証明書

- 「資格喪失証明書」が必要な場合は、その旨を記載してください。

■ お問合せ先

県・共済組合

- ▶ 給付担当 **023-630-2884、2886** (被扶養者の認定等、各種給付事業等)
- ▶ 年金担当 **023-630-2887** (年金関係)
- ▶ 健康管理担当 **023-630-2882、2816** (各種健診、健康保持・増進、健康相談、保養施設等利用補助)
- ▶ 貸付担当 **023-631-5950** (貸付事業、財形貯蓄事業等)
- ▶ 庶務係 **023-630-2883** (掛金関係)

互助会

- ▶ 福利担当 (現職会員の給付、貸付事業等)
- ▶ 厚生担当 (退職互助部事業等)
- ▶ 総務係 (掛金関係)
- } 023-631-5115

●家族が退職等により被扶養者認定要件を満たしたとき

被扶養者として認定できます。

- 「被扶養者申告書」に個人番号報告書、住民票、退職した日がわかる書類、所得額証明書等を添えて提出してください。20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は「国民年金第3号被保険者関係届」も必要です。
- 「被扶養者申告書」は認定事由発生日(退職した日等)から5日以内に提出してください。
- *失業給付金(月額3,612円(60歳以上又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は5,000円)以上)の受給期間中は、被扶養者として認定することはできません。

●氏名を変更したとき

組合員の場合は、「異動届」に、名義変更手続き済の「業務用口座指定(変更)申出書」、変更前の資格確認書(交付を受けた場合)を添えて提出してください。

被扶養者の場合は、「被扶養者申告書」に変更前の資格確認書(交付を受けた場合)を添えて、提出してください。

マイナ保険証が利用できず、資格確認書の交付が必要な場合は、「再交付申請書」を併せて提出してください。

医療費控除について

- 「医療費のお知らせ」は発行していません。医療費控除を受ける際は医療機関等からの領収書に基づき確定申告を行ってください。
- 共済組合・互助会からの次の給付金等は、確定申告で医療費控除を受ける際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。共済組合・互助会からの給付については、毎月の「給付金内訳書」を確認してください。

共済組合 一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金・高額療養費(限度額適用認定証を使用しない場合)

互助会 会員療養見舞金・家族療養見舞金

*医療費控除の手続きについては、税務署にお問い合わせください。